

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>障がい福祉課</u>	No.
許認可等の内容		重度障害者の医療費助成に係る医療証の交付	
根拠法令及び条項		小田原市重度障害者医療費助成条例（以下「条例」という。） 第5条	
審査基準	関係条項	条例第2条から第4条まで	
	基準 (未設定の場合はその理由)	次の要件の全てを満たすときに、医療証を交付する。 (1) 次のいずれかに該当すること。 (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の1級又は2級に該当する障害を有する者 (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定された者 (ウ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5の3級に該当する障害を有する者で、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者	

審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はそ の理由)	<p>(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項の表の 1 級に該当する障害を有する者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 本市が行う国民健康保険の被保険者</p> <p>(イ) 小田原市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年小田原市条例第 1 号）第 3 条各号に掲げる被保険者</p> <p>(ウ) 市内に住所を有する者で、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者、健康保険法若しくは船員保険法に掲げる法律の規定による被保険者若しくはその被扶養者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員若しくはその被扶養者又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくはその被扶養者である者（(ア) 又は (イ) に該当する者を除く。）</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(ア) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている者</p> <p>(イ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）の規定による医療支援給付を受けている者</p> <p>(4) 条例第 4 条第 1 項の自己負担額の全部について、他の法令（例えば、児童福祉法の措置等に係る医療の給付）等の規定により給付を受けることができる者でないこと。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 2 9 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）

標準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はそ の理由)	総日数14日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)